

# ねらわれる

あなたのお子さんが  
消費者トラブルの  
被害者や加害者になるかも  !

# 18歳 高校生

## こんなことが現実には?!

- ・ 高校在学中に被害者に、友人等を勧誘し加害者になることも!
- ・ 日々集団で行動する学校の中(クラスや部活など)で被害が急拡大!
- ・ 同級生、先輩・後輩、友人や知人との関係を損なう!
- ・ お金だけでなく、**心理的にもダメージを負う!**

令和4(2022)年  
4月1日以降

**18歳から  
成人に!**

## 成人になったら

親の同意がなくても  
自分の意思で契約ができます。

高校生でもローン組んだり  
クレジットカードが作れるように!

親の同意のない契約を取り消せる  
「未成年者取消権」がなくなります!



保護がなくなったばかりの  
新成人をねらい打ちにする  
悪質な業者がいます!

卒業後、県外等で1人暮らし  
相談先を知らず、不適切な対応を重ね  
被害が拡大することが多い!

◆今も、成人(20歳)になったとたん  
消費者トラブルが急増中!

相談も 被害額も 約2倍に!!

### ▼20~22歳で相談件数が増える商品・サービス

男性：マルチ取引、フリーローン・サラ金など

女性：エステ、医療サービスなど

**消費者金融・カードローン等の相談は…なんと14倍!**

### ▼契約購入金額【被害額】の平均

18歳 男性 約16万円 女性 約16万円

19歳 男性 約21万円 女性 約17万円

**20~22歳 男性 約39万円 女性 約27万円**

※消費者委員会 成年年齢引下げ対応検討WG報告書 (H29.1)

# お子さんが消費者被害にあわないために、伝え、話し合っしてほしいこと

## ■ 若者に多い相談事例（富山県内）

ステキな人だと思って…  
彼女(彼氏)がほしかった  
だけなのに…

高い商品を買わされ、  
多額のローンだけが  
残った。



異性に対する恋愛感情や  
好意を利用して契約させる  
手口

**デート商法**

先輩（SNSで知り合った人）に  
誘われて…  
自分も友達を誘ったら…

被害者だけど加害者にも  
なってしまった。  
借金を抱え、友達も  
失った。



ほかの人を組織に加入  
させれば利益が得られると  
言って商品やサービスを  
契約させる手口

**マルチ商法  
ネットワークビジネス**

よりよい自分を目指して頑張ろうと…  
無料体験だけのつもりが…

高額の商品やサービスを  
クレジットのリボ払いで契約  
してしまっただ。  
こんなに払えない…。



エステや語学教室、学習塾など  
ある程度継続して利用して  
みないとわからないサービス。  
長期で高額な契約は中途  
解約などでトラブルに

**継続的な  
サービス契約**

お得でおいしい話だと思って…  
1回だけのはずだったのに…

6か月の継続購入が  
条件だったなんて…。  
2回目から高すぎる  
商品が毎月届いて  
どうしよう…。



通信販売は、クーリングオフ  
制度が適用されない。  
返品ルールは原則として  
通販サイトや広告表示に従う。

**通信販売  
定期購入**

## ■ 気をつけたいポイント

### 若者は、ここを狙われる！

- ① 契約等の知識や社会経験が乏しい
- ② 人の話をすぐに信じてしまう
- ③ 強く言われると断れない
- ④ 「絶対にもうかる」など、おいしい話に弱い

### トラブルに遭わないために

- 契約する前によく考えて。契約をせかされたらきっぱり断ろう！
- もうけ話をうのみにしない。「簡単にもうかる」「すぐ元がとれる」「あなただけに」
- あなたの「欲」や「思い」につけ込む人や業者にご用心！  
「お金（商品）がほしい」「彼女・彼氏がほしい」「友達の頼みは断れない」「断ったら嫌われる」
- 借金を勧める業者は要注意。クレジット契約も慎重に。
- SNSなどネットを介して知り合った人などを安易に信用しない。

「本当かな?」「どうしよう」「困った」そんな時は、まず相談

消費者ホットライン **188**

相談無料 土日祝OK

お近くの消費生活相談窓口（市町村の相談窓口や県消費生活センター）につながります



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン

